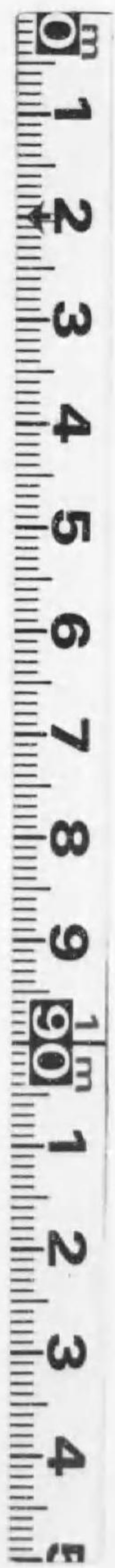
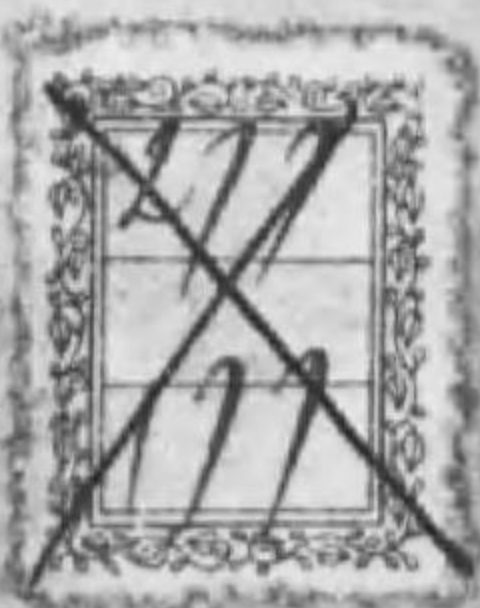


特116

25

大正二年三好村凶作史



始



特116  
28

其管下客年凶作之趣被 聞食御救恤トシテ

天皇

皇后兩陛下ヨリ金貳萬圓下賜相成救濟  
之資ニ可充旨

御沙汰候條此段相達候也

大正三年二月十日

宮内大臣伯爵 渡邊千秋

青森縣知事田中武雄殿

大正 4. 4. 5  
内交

訓示

縣下凶作ノ趣畏クモ

天閣ニ達シ御沙汰書寫ノ如ク救濟ノ資  
ニ充ツヘシトノ

思召ヲ以テ

天皇

皇后兩陛下ヨリ金貳萬圓ヲ下シ賜ハル  
仍リテ今困難ノ狀ヲ稽ヘ其ノ程度ニ應シ之  
ヲ市町村ニ分配拜受セシム  
謹ミテ惟ミルニ



陛下至仁至慈蒼生ヲ憐マセ給フノ深キ曩  
ニハ東北九州災害救濟會ニ對シ巨額ノ資  
ヲ賜ハリ縣下數萬ノ窮民ハ同會ノ扶助  
ヲ得テ

天恩ニ浴スルノ際更ニ又恩賜ノ御沙汰  
ヲ蒙ル寔ニ恐懼感激ニ堪ヘサルナリ  
各位篤ク

聖旨ノ存スル所ヲ奉體シ

聖恩ノ優渥ナルヲ普ク部内住民ニ徹底セ  
シムルト與ニ窮民ノ救濟ニ全力ヲ竭シ各々其

ノ業ヲ得テ永ク自營ノ民タラシメ又市町村  
ニ於テハ豫メ災害ニ處スルノ計ヲ立テ以テ  
聖旨ニ答ヘ奉ルコトヲ期スヘシ

大正三年三月十八日

青森縣知事正五位勳四等 田中武雄

序

三好村長開米多作君頃口著ス所ノ大正二年三好村凶作史ヲ  
齋ラシ來リテ之ヲ余ニ示シ序ヲ徵スルコト急ナリ依テ所懷  
ヲ陳ヘテ之ニ代フ

史ハ誌ナリ過去ノ記述ナリ故ニ獨立自存ノ生命アル者ハ悉  
ク史ナカルベカラズ人類然リ人類ノ集合体タル部落然リ部  
落ノ集合体タル村亦然リ村ノ集合体タル郡郡ノ集合体タル  
縣縣ノ集合体タル國ニ於ケル亦皆然ラルハナシ爾カモ往々  
ニシテ其記述ナキモノアルハ何ソヤ豈ニ史ノ必要缺クベカ  
ラサル所以ヲ了解セサルニアラサルナキヲ得ンヤ  
顧フニ智識ノ源泉ハ經驗ニ在リ故ニ經驗ヲ離レテ智識ハ存  
在セス然ラバ此貴重ナル經驗ハ何處ヨリカ得ベキ曰ク直接  
ニハ吾人ノ實驗ト間接ニハ史實ハ以テ先人又ハ隔地者ノ經

驗ヲ會得スルニ在ルノミ夫レ唯此二途ノミ而シテ其ノ割合  
ガ前者ハ僅ニ後者ノ万分ノ一ニモ過キサル事實ヲ知ルニ於  
テハ何人ト雖モ史實ハ實ニ吾人智識ノ最大淵源タルコトヲ  
悟了スルニ躊躇セサルベシ或ハ曰ク史述ナシト雖モ傳説ヲ  
聞キ以テ經驗ヲ得ラルベシト傳説ノ信ヲ措キ難キコトハ古  
人既ニ之ヲ道破セル所今別ニ論スルノ要ナシ  
更ニマタ世間史ヲ讀ムヲ以テ單ニ或事實ヲ記臆スルニ在リ  
ト爲シ更ニ推論シテ史學ハ畢竟死學ナリ濟世利民ニ志アル  
者ノ學フ所ニ非スト考フルモノアルカ如シ死眼ヲ以テ死書  
ヲ讀ムノ徒ト謂フベシ依テ余ハ此際高唱セント欲ス曰ク濟  
世利民ニ志アリ活眼ヲ以テ活書ヲ讀ムノ士ハ須ラク最先ニ  
智識ノ淵源タル史書ヲ讀マサルベカラズト  
開米君茲ニ志アリ先ツ公餘ヲ以テ昨年遭遇セル居村大凶作

史ヲ著セリ一讀スルニ所見適切記述要ヲ得タルモノアルヲ  
認ム思フニ今后之レガ利澤ヲ享クル者豈ニ啻當代三好村民  
ノミナランヤ

大正三年十一月三十日

北津輕郡長 酒井隆吉

余ハ近時我カ村青年ノ爲スコトヲ見テヒソカニ自ラ喜ビ獨  
リ得々タルモノ數個アリ今亦開米君本職ノ餘暇ヲ以テ本村  
凶作史ヲ作レルヲ讀ンテ更ニ一段ノ喜ビヲ増セリ蓋シ往ヲ  
省ミテ來ヲ知ルハ世道人心ヲ益スルコト尠ナカラザレハナ  
リ思フニ青年ノ發奮ト人心ノ反省ハ是レ百年ノ寶ニシテ本  
史ヲ作ルタメニ勞セルト否トナ問ハズ記者自ラ大ニ慰藉シ  
テ可ナリ余モ其然ルヲ信シ茲ニ平生ノ感ヲ述ベテ謝意ヲ表  
ス

大正三年十一月廿一日

武井忠太郎

### 例言

- 一本史編述ノ目的ハ大正二年稀有ノ凶作ニ於ケル原因、影響、施設、等ヲ調査シ後  
年ノ參考ニ資セムトスルニアリ
- 一本史ハ大正三年八月マテノ事實ヲ記載セリ
- 一本史ハ公閑ヲ偷ミ僅ニ稿ヲ脱セルモノナレバ素ヨリ大体ニ過キス其詳細ニ  
涉リ記述スルヲ得サルハ前段ノ事由ノミナラス全ク文筆ノ才乏シキ爲メニ  
シテ遺憾ナリキ
- 一今本史ヲ綴ルニ際シ凶作救濟施設ニ付當局者ニ對シ蔭ニ陽ニ援助ヲ與ヘラ  
レタル有志諸君ニ向ヒ特ニ其氏名ヲ掲ケサルモ茲ニ滿腔ノ謝意ヲ表ス

大正三年八月

三好村長 開米多作

# 大正二年三好村凶作史目次

## 第一章 緒言

### 第二章 凶作ノ狀況

一 凶作ノ原因

イ 氣候不順

ロ 水害

二 收穫

イ 鎌入前ノ收穫

ロ 扱きこなしたる後の收穫

ハ 畑ノ收穫

ニ 諸收入額一覽表

三 諸支出

イ 飯料

ロ 種粃

ハ 諸稅負擔

四 凶作ノ影響

イ 窮民ノ激増

ロ 出稼人ノ増加

ハ 少女ノ他國出稼

ニ 移住民

ホ 小作人ノ減少

ヘ 金融必迫

ト 諸物價ノ下落

チ 赤十字社年醜金及愛國婦人會々費徵收困難

リ 諸稅及公課金徵收ノ困難

ヌ 小學校生徒出席減少

ル 教員俸給支拂停滯

ヲ 餓死

ヰ 惡疫流行

カ 火災

コ 諸犯罪

## 第三章 凶作救濟施設

一 凶作救濟諮問會及同協議會

イ 凶作救濟ニ關スル諮問

ロ 凶作救濟協議會組織

二 經費ノ節約

イ 學級ノ變更

ロ 學校冬季休業ノ交換

ハ 豫算ノ節減

三 地租免除請願及所得稅更訂申請



- イ 地租免除請願
- ロ 所得稅更訂申請
- 四 救濟土木工事
- 五 種子配布
- 六 低利資金ノ借入
- 七 種籽給與申請
- 八 産業ノ獎勵
- イ 肥料製造
- ロ 大麥及馬鈴薯ノ補食
- ハ 採種畑設置
- ニ 稻作立毛品評會ノ開設
- ホ 菅笠製造傳習所ノ開設
- ヘ 藁工品
- ト 養蠶
- チ 林檎袋製造
- リ 蘭草栽培
- ヌ 菅工品
- ル 耕地整理ノ施行
- ヲ 早稻、中稻ノ獎勵
- 九 半日授業

- 十 教科書學用品ノ給與
  - 十一 低廉ナル外米ノ供給
  - 十二 窮民ノ救助
  - イ 御下賜金
  - ロ 義捐金品ノ配給
  - ハ 村内篤志家ノ義捐金品
  - 十三 患者ノ救療
- 第四章 結論

# 大正二年三好村凶作史

## 第一章 緒言

本村は大川及十川の落合に介在せる一農村にして、東西十六町四十間、南北二里三町、面積、九五六八方里(三十五町四方面)戸數三百八十四戸、人口二千六百二十六人なり、而して人民は専ら農を業とす  
 今本村の田畑反別及其平年作の收穫高を擧ぐれば左の如し

| 田  |  | 畑  |  |
|--|--|--|--|
| 総反別  | 總收穫  | 総反別  | 總收穫  |
| 四九五 <small>町</small> 、八三一 <small>八</small> 歩 | 七、四九一 <small>石</small> 、五〇五 <small>合</small> | 二二五 <small>町</small> 、六九一 <small>七</small> 歩 | 一、六九四 <small>石</small> 、六八六 <small>合</small> |

然るに大正二年六月二十九日は、近年稀なる洪水にて、五百町歩の稻草を、浸水せしむること、約一週間以上に  
 渉れり、夫れが爲め稻草は或は倒れ或は腐爛するに至る、加之春來氣候不順の爲め稻草成育せず、茲に米作は數十年來未曾有の大凶作を現出したり、

當村にて米作に次べきは、大豆作なるに、之れも平年の半作に至らざる損害を被れり、  
 去れば村民は秋收間もなく喰ふに食なく着るに衣を求むるに由なきに至る、不止得祖先憤慕の地を後にして他郷へ  
 移住する者、姉は程ヶ谷紡績會社へ出稼せば、妹は札幌製麻會社へ雇はるゝが如き間關流離の者、平常馴もせぬ漁  
 夫又は鑛夫へ出稼く者等陸續として出づ、之等に勞銀を得せしめ救濟せんとするも、積雪の爲め適當の作業なく、  
 窮民日を追ふて増加し悲慘を極む、村自治の施設其他風教等一として悪影響を蒙らざるはなし、於茲當村は縣郡の指  
 示方針に基き村機關の活動に依り之れが救濟の方法として一經費の節約二田租免除三救濟土木工事の施行四早熟作  
 物種子の配布五低利資金の借入六種粃の給與七産業の奨励八耕地整理の施行九低廉なる外米の供給十窮民の救助等

の施設に依らんとす今や之等諸計畫の全部を實行し救済しつゝあり、  
 以上は大体を一言せしに止り以下項を分ちて叙述すべし、

## 第二章 凶作の状況

### 一、凶作の原因 氣候不順と水害

凶作の原因に就ては之を仔細に研究するときは、種々あるべしと雖も、要するに左の二原因に歸着するものと云ふを得べし、

#### イ 氣候不順

春來低温にして冷氣強く、殊に出穂花盛の期には、東風吹き續きたる爲め一層冷氣加はり、終に稔る能はざるに至る、

然れども農民は萬一の稔りを期待して、鎌入れを逡巡せしに、不幸の場合には亦た不幸の續くものにて、十一月一日は朝來冷氣甚しく、午後四時頃よりは降雪となりて三日間程降り續きし爲め、今迄多少黄金色なりし稻穂は、俄に白くなりて直立し、結實したる垂穂は殆んど稀れとなる、

#### ロ 水害

本村は十數年前小野忠造氏私設堤防築造せし以來、稻作の水害を被る稀なりしに、本年六月二十四日よりの降雨にて、同月二十八日正午より大川及十川出水し、夜間に至り十川堤防にありては、種井村下端

及福井三番割附近並其以北全部、大川堤防にありては、藻川五ッ沼以北全部、越水して其危険云ふ計りなし、水害豫防組合員は老幼婦女を除くの外、全部出役して一睡もせず防禦したるも、水量益々差嵩み其勢甚しく、終に三吉と稱する箇所の堤防決壊し、翌二十九日には五百町歩の田園一面浸水となる、而して滯水すること高田は三日乃至五日低田の如きは十日以上に涉りし所あり、於是稻草悉く倒れ、又は腐爛して惡臭を放ち、到底收穫の見込なきに至る、然れども當時皆無作として水害地地租免除申請のもの僅に十八町歩に過ぎず、

之れ何れも自後の天候さい適順なれば、半作位の收穫を得る豫想なるに依る、之れ獨り農民の欲目のみならず、當時實地視察せられたる縣農林課長大脇技師も其觀察を同ふせるが如し、然るに其後の天候は前述の如く全く不順に終れり、

### 二、收穫 米は二分一厘作、大豆は五分作

#### イ 鎌入前の收穫

本年の米作にして尤も意外に感じたるは鎌入前に枠入したる收穫に比し、稻草取賦り扱きこなしたる後の收穫の著しく減收せることなり、即ち鎌入前入枠の際には四分八厘の收穫なりしに、扱きこなしたる後の收穫は僅に二分一厘作なりき、而して其收穫は稻草の種類に依り著しき優劣を見る、之れが爲め小作人の中には立毛の儘地主に上地せしものあり、地主は又町人なるが爲め刈取りを爲さずして其儘にせる田地數町歩ありき、

又本年の收穫米は乾燥不充分の爲めか、又は結實不完全の爲めか、忽ち腐敗の氣味となりて惡臭を帯ぶ、

### 種類別作付反別及收穫調 (鎌入前の調査四分八厘と見誤る)

| 稻種類 | 早晚 | 高 |        | 鶴ヶ |        | 岡 |         | 藻 |        | 川 |         | 計 |         | 收穫歩合     |   |
|-----|----|---|--------|----|--------|---|---------|---|--------|---|---------|---|---------|----------|---|
|     |    | 反 | 別      | 反  | 別      | 反 | 別       | 反 | 別      | 反 | 別       | 反 | 別       |          |   |
| 細 中 | 中  | 町 | 一三、〇〇〇 | 町  | 一一、三四〇 | 町 | 七〇、〇〇一  | 町 | 七八、〇〇〇 | 町 | 四八六、七二〇 | 町 | 二〇二、三四〇 | 一、二六四、五二 | 四 |
| 新坊主 | 晚  | 町 | 一〇、九六二 | 町  | 三三、四七七 | 町 | 一〇二、二八七 | 町 | 二九、〇六一 | 町 | 九二、五四〇  | 町 | 七二、五〇〇  | 二三八、九二   | 二 |
| 五色  | 中  | 町 | 六、〇〇〇  | 町  | 一七、〇〇〇 | 町 | 一五九、二二〇 | 町 | 一六、二〇〇 | 町 | 一五一、六三二 | 町 | 三九、二〇〇  | 三六八、三三   | 六 |
| 世界一 | 中  | 町 | 六、〇〇〇  | 町  | 二〇、〇〇〇 | 町 | 九三、六〇〇  | 町 | 一七、二〇〇 | 町 | 八〇、四九六  | 町 | 四三、二〇〇  | 二〇二、八九六  | 三 |

| 稻種類  | 早晩 | 高瀬     |        | 鶴ヶ岡    |           | 藻川      |          | 川       |           | 計      | 歩  |
|------|----|--------|--------|--------|-----------|---------|----------|---------|-----------|--------|----|
|      |    | 反別     | 獲      | 反別     | 獲         | 反別      | 獲        | 反別      | 獲         |        |    |
| 文六   | 中  | 五、五〇〇  | 三、五〇〇  | 一、四〇〇  | 八七、三〇〇    | 一、四〇〇   | 八七、三〇〇   | 三、五〇〇   | 三、五〇〇     | 二、九〇〇  | 四分 |
| 相馬   | 晩  | 三、五〇〇  | 三、四〇〇  | 一、五〇〇  | 九三、四三七    | 一、四〇〇   | 八九、七九三   | 三、八九一   | 三、八九一     | 二、五〇〇  | 四分 |
| 嘉瀬   | 早  | 二、五〇〇  | 二、八〇〇  | 五、〇〇〇  | 五四、六〇〇    | 四、五〇〇   | 四九、一四〇   | 一、〇〇〇   | 一、〇〇〇     | 一、三〇〇  | 七分 |
| 板留   | 中  | 一、〇〇〇  | 一、〇〇〇  | 二、〇〇〇  | 一五、六〇〇    | 一、〇〇〇   | 四六、八〇〇   | 二、〇〇〇   | 二、〇〇〇     | 一、五〇〇  | 五分 |
| 仙台坊主 | 晩  | 二、五〇〇  | 一、六〇〇  | 一、〇〇〇  | 七、八〇〇     | 七、五〇〇   | 四六、八〇〇   | 一、〇〇〇   | 一、〇〇〇     | 六、二〇〇  | 四分 |
| 北川   | 中  | 一、〇〇〇  | 一、〇〇〇  | 二、〇〇〇  | 七、八〇〇     | 一、〇〇〇   | 一、〇〇〇    | 一、〇〇〇   | 一、〇〇〇     | 七、八〇〇  | 五分 |
| 壽田   | 早  | 一、〇〇〇  | 一、〇〇〇  | 二、〇〇〇  | 二、八四〇     | 一、〇〇〇   | 一、〇〇〇    | 二、〇〇〇   | 二、〇〇〇     | 二、八四〇  | 七分 |
| 黒餅   | 早  | 四、〇〇〇  | 四、八〇〇  | 八、〇〇〇  | 八七、三六〇    | 二、〇〇〇   | 一四二、〇九〇  | 二、五〇〇   | 二、五〇〇     | 二、七四〇  | 七分 |
| 眞綿餅  | 晩  | 五、〇〇〇  | 二、四〇〇  | 二、五〇〇  | 一一、七〇〇    | 二、〇〇〇   | 九、三六〇    | 五、〇〇〇   | 五、〇〇〇     | 三、三〇〇  | 三分 |
| 赤餅   | 早  | 五、〇〇〇  | 五、六〇〇  | 五、〇〇〇  | 五、四六〇     | 一、〇〇〇   | 一〇、九二〇   | 二、〇〇〇   | 二、〇〇〇     | 二、九〇〇  | 七分 |
| 龜ノ尾  | 晩  | 一、〇〇〇  | 一、〇〇〇  | 二、〇〇〇  | 九六        | 一、〇〇〇   | 一、〇〇〇    | 二、〇〇〇   | 二、〇〇〇     | 九三六    | 三分 |
| 細程坊主 | 中  | 一、〇〇〇  | 一、〇〇〇  | 二、〇〇〇  | 一、二、四八〇   | 六、〇〇〇   | 三七、四四〇   | 八、〇〇〇   | 八、〇〇〇     | 四九、九二〇 | 四分 |
| 稻妻   | 早  | 一、〇〇〇  | 一、〇〇〇  | 五、〇〇〇  | 四、六八〇     | 二、〇〇〇   | 一八、七二〇   | 二、五〇〇   | 二、五〇〇     | 三、三〇〇  | 四分 |
| 土用早稻 | 早  | 一、〇〇〇  | 一、〇〇〇  | 九、三六〇  | 九、三六〇     | 一、五〇〇   | 一四、四〇〇   | 二、五〇〇   | 二、五〇〇     | 三、三六〇  | 六分 |
| 計一八  |    | 五三、九六二 | 三三、六九四 | 二二、五二五 | 一、四六八、五六一 | 二〇六、三五〇 | 一、三六、三五二 | 四九五、八三一 | 三、一三七、六〇六 | 四分八厘   |    |

備考 平年作ハ大字高瀬一石六斗、同鶴ヶ岡一石五斗、同藻川一石五斗、  
口扱きこなしたる後の收穫  
種類別作付反別及收穫調  
(扱きこなしたる後の調)  
(査二分一厘作となる)

| 種別 | 早中晩 | 高瀬     |         | 鶴ヶ岡     |         | 藻川      |         | 川       |           | 計 |
|----|-----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---|
|    |     | 反別     | 獲       | 反別      | 獲       | 反別      | 獲       | 反別      | 獲         |   |
| 早稲 | 早   | 七、〇〇〇  | 四〇、一一〇  | 一七、〇〇〇  | 九一、二九〇  | 三三、〇〇〇  | 二八、一四〇  | 四六、〇〇〇  | 二四九、五四〇   |   |
| 中稲 | 中   | 二九、五〇〇 | 一〇〇、八九〇 | 一六八、三四〇 | 五三八、六八八 | 三三、四〇〇  | 四二〇、四八〇 | 三三九、二四〇 | 一、〇六〇、〇五八 |   |
| 晩稲 | 晩   | 一七、四六二 | 三九、九九九  | 五〇、一七五  | 一〇七、八八三 | 五三、九五二  | 二二、八四三  | 一一〇、五九一 | 二六一、七五    |   |
| 計  |     | 五三、九六二 | 一八〇、九九九 | 二三五、五二五 | 七三七、八六一 | 二〇六、三五〇 | 六五三、四六三 | 四九五、八三一 | 一、五七一、三三三 |   |

備考  
(一) 一反當收穫  
高瀬 五七三  
鶴ヶ岡 五二七  
藻川 五二七  
早稲 三二〇  
中稲 三二〇  
晩稲 二二五  
(二) 開墾中にして未だ成功届出なき田地二十四町歩余此收穫米七十五石六斗、其他差引過越石田九町歩あるを以て此小作米十八石を得、大正二年米作は總計千六百六拾四石九斗貳舛三合となる、  
畑の收穫  
畑收穫調 (大豆五分作)

| 大字名 | 反別      | 平年收穫    | 本年收穫    |
|-----|---------|---------|---------|
| 高瀬  | 五、六一二九  | 四四九、三五六 | 二二四、六七八 |
| 鶴ヶ岡 | 三〇、六一一九 | 二四四、九三〇 | 一一二、四六五 |

| 大字名 | 反別               | 平年收穫                    | 本年收穫                |
|-----|------------------|-------------------------|---------------------|
| 藻川  | 一二五町<br>二二五、六九一七 | 一、〇〇〇、四〇〇合<br>一、六九四、六八六 | 五〇〇、二〇〇石<br>八四七、三四三 |
| 計   |                  |                         |                     |

備考(一)平年作一反歩大豆八斗

(二)畑作は大豆の外蔬菜其他の作物ありと雖も尤も僅少にして且つ被害の程度も大豆と同様なる以て総て大豆作として計算したり

(三)差引減越石畑三十一町なるを以て此小作料七十七石五斗を差引く時は當村實收高七百六十九石八斗四升三合となる

當村に於ける大正二年の田畑收穫は實に以上の如くなるも尙ほ他に多少の雜收入あるを以て便宜の爲め左に諸收入額調を示さん

二 諸 収 入 額 一 覽 表

| 村名  | 田反別ヨリ生スル收入 | 畑反別ヨリ生スル收入 | 雜種地ヨリ生スル收入 | 労働ヨリ生スル收入 | 商工業ヨリ生スル收入 | 漁業ヨリ生スル收入 | 其他ヨリ生スル收入 | 計         |
|-----|------------|------------|------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 三好村 | 一九、九七九、〇七六 | 八、四六八、二七三  | 一、五三七、九七三  | 九三九、〇〇〇   | 四、五〇〇、〇〇〇  | 六〇、〇〇〇    | 三〇〇、〇〇〇   | 三五、七四、三三三 |

備考 米壹石十二町、大豆壹石十一町相場とす、雜種地收穫は一反歩八十錢と計算せり、商工業より生ずる收入には清酒製造より生ずる所得を含む、

三、 諸 支 出

イ 飯 料

僅に百十九日分のみ二月末日より食糧なし

| 村名  | 戸數  | 人     |       | 計     | 口     | 飯料      | 備考  |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|---------|---|
|     |     | 十五才以下 | 六十才以上 |       |       |         |   |
| 三好村 | 三八四 | 一、〇三八 | 二二四   | 一、四六四 | 二、六六六 | 五、九七一〇合 | 小兒老人ハ玄米ニテ一日四合其他ハ玄米八合ノ割トス但精米トセバ四割ノ欠減ナルヲ以テ小兒老人ハ二合四勺其他ハ四合八勺ニ當ル |

十一月一日現在持越精米六十石 玄米百六十石(之を精米とるときは三割の欠減あるを以て)即ち精米百十二石 計百七十二石となる、

本表に依て見るに本年の産米全部と、持越古米を飯料に供するも、玄米なるときは一日十六石三斗六升、白米なるときは一日九石八斗一升六合を要するを以て、僅に百十九日間を支ふるに足るのみ、然れば其後の生活を如何にすべきか、又明年は如何にして農耕に従事すべきか夫れを思へば誠に寒心に堪へざるなり、

口 種 粳

| 大字名   | 苗代 | 反別      | 所要種粳     | 全上玄米石數  |
|-------|----|---------|----------|---------|
| 高瀬    |    | 二、五七〇六  | 五、一四四〇合  | 三〇、八六四  |
| 鶴ヶ岡   |    | 一、二二〇五  | 二、二四、二二二 | 一三四、五三九 |
| 藻川    |    | 九、八二二〇  | 一九六、五三二  | 一一七、九一九 |
| 開墾未成功 |    | 一、一五〇二  | 二、三、〇一二  | 一三、八〇七  |
| 計     |    | 二四、七六〇三 | 四九五、二一六  | 二九七、一二九 |

備考 一坪約く七合播き、種粳一升より玄米六合摺と見積、

本年の産米は全部之を飯米に供するも尙ほ四千〇二十四石五斗六升の不足なるに、如何にして四百九十五石余の種  
 粃を準備すべきか、殊に稔不充分にして糶のみ多き不良の粃なれば、種粃には素より不適當なり之を他より購入せ  
 んとするも資力なし、於茲種粃購入資金の借入及種粃給與出願の外なきに至る、

| 年 度   | 國 稅     |         | 縣 稅      |         | 村 稅       |        | 水利組合費 |  | 合 計 |  | 負 擔 |  |
|-------|---------|---------|----------|---------|-----------|--------|-------|--|-----|--|-----|--|
|       | 國稅      | 縣稅      | 村稅       | 水利組合費   | 合計        | 戸當リ    | 一人當リ  |  |     |  |     |  |
| 大正二年度 | 六、三七、六五 | 三、八七、三五 | 一三、三三、四七 | 二、一五、七〇 | 二四、七六、一〇九 | 六四、四九五 | 九四、三二 |  |     |  |     |  |

備考 國稅の内には間接國稅即ち酒造稅を含む、  
 本村の大正二年度諸收入は先に示せる如く三万五千七百八十四圓（之は本年の）にして、之を全部飯料買入費に充  
 つるも、尙ほ三万二千四百八十九圓余の不足を生ずるを以て、本負擔の如きは本村の到底堪へざる所なり、故に經  
 費の節約を行ひ、事業を延期し、村債を起して村稅を補充し、其他所得稅減免、地租免除請願等の方法に依り負擔  
 の輕減を計らざるべからず、

四、凶 作 の 影 響

凶作に依り其及ぼしたる影響多大なりと雖も、先づ其概要を擧ぐれば左の如し、

イ 窮民の激増

窮民數調

| 期 間      | 業 別 |    | 食糧給與ノ外ナキ者 |   | 手工原料給與スベキ者 |   | 労働ノ業務ヲ授クベキ者 |   | 耕作ノタメ他ニ就業シ能ハザル者 |   | 計   |
|----------|-----|----|-----------|---|------------|---|-------------|---|-----------------|---|-----|
|          | 戸數  | 別  | 男         | 女 | 男          | 女 | 男           | 女 | 男               | 女 |     |
| 一期 自一月 農 | 三   | 農  | 二         | 七 | 三          | 五 | 二           | 三 | 二               | 三 | 二〇一 |
| 二期 自四月 農 | 二   | 農  | 三         | 七 | 四          | 五 | 三           | 三 | 二               | 三 | 一〇六 |
| 三期 自七月 農 | 三   | 農  | 二         | 七 | 三          | 五 | 三           | 三 | 二               | 三 | 一〇二 |
| 其他       | 三   | 其他 | 二         | 七 | 三          | 五 | 三           | 三 | 二               | 三 | 一〇二 |
| 至九月 其他   | 三   | 其他 | 二         | 七 | 三          | 五 | 三           | 三 | 二               | 三 | 一〇二 |

| 期 間      | 業 別 |    | 食糧給與ノ外ナキ者 |   | 手工原料給與スベキ者 |   | 労働ノ業務ヲ授クベキ者 |   | 耕作ノタメ他ニ就業シ能ハザル者 |   | 計   |
|----------|-----|----|-----------|---|------------|---|-------------|---|-----------------|---|-----|
|          | 戸數  | 別  | 男         | 女 | 男          | 女 | 男           | 女 | 男               | 女 |     |
| 一期 自一月 農 | 三   | 農  | 二         | 七 | 三          | 五 | 二           | 三 | 二               | 三 | 二〇一 |
| 二期 自四月 農 | 二   | 農  | 三         | 七 | 四          | 五 | 三           | 三 | 二               | 三 | 一〇六 |
| 三期 自七月 農 | 三   | 農  | 二         | 七 | 三          | 五 | 三           | 三 | 二               | 三 | 一〇二 |
| 其他       | 三   | 其他 | 二         | 七 | 三          | 五 | 三           | 三 | 二               | 三 | 一〇二 |
| 至九月 其他   | 三   | 其他 | 二         | 七 | 三          | 五 | 三           | 三 | 二               | 三 | 一〇二 |

口 出稼人の増加

出稼人の著しく増加せるは、小作人にして飯料なき爲め、小作の田地を縮少して出稼せるに由る、而して其出  
 稼先は北海道、樺太、小坂嶺山とす、

出稼人對照表

| 大正元年 員 | 大正二年 員 | 比 較 |   | 大正元年 金 | 大正二年 金 | 比 較 |   |
|--------|--------|-----|---|--------|--------|-----|---|
|        |        | 増   | 減 |        |        | 増   | 減 |
| 二六     | 七〇     | 四四  | 一 | 九三九    | 一、四〇〇  | 四六一 |   |

ハ 少女の他國出稼

凶作の結果喰ふに食なく着るに衣なき爲め一家團樂すること能はずして、十二三才より十七八の少女を他國へ出  
 稼せしむるに至る、而して其出稼先は程ヶ谷富士紡績會社及北海道製麻會社にして約く三十名なり、

ニ 移 住 民

凶作の結果住み馴れたる祖先墳墓の地を後にして他郷へ移住したるもの左の如し、

移住民調

| 移先住      | 移住者住所氏名       | 家族 | 女數 |
|----------|---------------|----|----|
| 下北郡安部城鐵山 | 三好村大字高瀬 田中九郎助 | 三  | 二  |
| 北海道      | 全村大字鶴ヶ岡 長尾利助  | 三  | 二  |
| 全        | 對馬 粕太郎        | 三  | 二  |
| 全        | 全村大字藻川 高橋寅之助  | 一  | 一  |
| 全        | 川浪 男治         | 二  | 二  |
| 秋田縣小坂鐵山  | 川浪 寅藏         | 四  | 二  |
| 全        | 全村大字藻川 川浪金次郎  | 三  | 二  |
| 全        | 一戸 由松         | 二  | 二  |
| 全        | 一戸 惣五郎        | 二  | 二  |
| 神奈川縣程ヶ谷  | 青山 添太郎        | 一  | 一  |
| 青森市      | 高橋 三之助        | 一  | 一  |

小作人の減少

小作人は鎌入前に枠入れの土地主と小作米を協定せるも、其後取賦り扱きこなしたるに案外收穫なき爲め、更に地主に小作米の減額を泣願するに至る、心ある地主は小作人の此泣願を容れしも、中には之れに應ぜざる地主もありき、如此状況にて本年の小作人には全く所得なしと云ふも可なり、故に小作人は翌年の耕作を繼續すべき資力なきを以て、出稼又は移住等に依り生活の途を求め、小作人大に減少するに至る、於茲地主等は俄に小作料を減し若くは種粃又は飯料を貸與して、耕作を繼續せしめたるものあるに至る、因に字光范の如きは一反歩小作米一石の處、七斗に減じたるものあり、

へ金融の必迫

一般農家は秋收なき爲め入金なし、去れば如何にして諸税の上納、日常生活品の購入を爲すべきや、近來貯蓄心欠乏して何人も貯蓄あるものなし、銀行は引出のみ激増して預金なき結果か、又は土地家屋の價格暴落せし爲めか、土地家屋を抵當とするも貸付を爲さず、去りて一私人には遊金なきを以て農民の金融全く杜絶するに至る、故に之れが救済として政府に向て低利資金の供給を仰ぐの外なきなり、於茲健全に發達したる信用組合の如きは、斯る場合に於ける唯一の金融機關なることを痛切に感じたるを以て、左の組合を新設せしむ、

産業組合調

| 組合名稱            | 設立認可年月日  | 出資口數 | 出資一口ノ金額 | 組合員數 |
|-----------------|----------|------|---------|------|
| 無限責任藻川信用組合      | 大正三年一月八日 | 一九〇  | 二〇、〇〇〇  | 三一   |
| 保証責任鶴ヶ岡信用販賣購買組合 | 全年一月二十二日 | 二二二  | 二〇、〇〇〇  | 五六   |
| 無限責任高瀬信用購買販賣組合  | 全年二月六日   | 一三四  | 二〇、〇〇〇  | 五一   |

ト諸物價の下落

凶作にて諸物價総て下落せしも、比較的當村の産米は米質不良の爲め一層價格低廉なりき、而して大正三年五六月の頃より玄米一俵三圓七八十錢に下落せり、

物價對照表

| 物價名 | 大正元年價格 |        | 大正二年價格 |       | 比較 |   |
|-----|--------|--------|--------|-------|----|---|
|     | 増      | 減      | 増      | 減     | 増  | 減 |
| 玄米  | 一石     | 一九、八七五 | 一二、〇〇〇 | 七、八七五 |    |   |
| 精米  | 一石     | 一五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇 | 七、四九二 |    |   |
| 大豆  | 一石     | 一一、〇〇〇 | 一一、〇〇〇 |       |    |   |
| 豆   | 一石     | 一五、七六五 | 一五、〇〇〇 |       |    |   |
| 味噌  | 一石     | 三七、五〇〇 | 三五、〇〇〇 |       |    |   |
| 酒   | 一石     | 二〇、〇〇〇 | 三七、五〇〇 |       |    |   |
| 繩   | 一石     | 八五     | 一二〇    |       |    |   |
| 地味  | 一石     | 八五     | 六〇     |       |    |   |

チ 赤十字社年釀金愛國婦人會々費徵收困難  
 赤十字社年釀金實收額は、大正元年は百圓なるに對し、大正二年は六拾一圓五十錢に減じ、又愛國婦人會々費實收額は、大正元年は六十四圓七十錢なるに、大正二年は十圓八十錢に減じたり、  
 リ 國稅、縣稅、村稅、水利水害組合費の徵收困難

國稅は明治四十一年度以來、縣稅は同四十四年度以來完納の美蹟を持続せしも、凶作の結果本年に至りて遂に失墜するに至り誠に遺憾に堪へざるなり、

納稅狀況調 大正二年度

| 稅目    | 通知納額      | 納期內上納額    | 會計閉鎖迄ニ上納額  | 末納額     | 滯納所分類   | 延納額   |
|-------|-----------|-----------|------------|---------|---------|-------|
| 國稅    | 三、二七三、二六五 | 三、二六、五六〇  | 一          | 一       | 五六、七〇五  | 一     |
| 縣稅    | 三、八八七、三八五 | 三、八三六、二六〇 | 一          | 一       | 五二、二二五  | 一     |
| 村稅    | 二、三三三、四七七 | 二、〇一〇、二七〇 | 一〇、三五四、三五七 | 一       | 一       | 八、八五〇 |
| 水利組合費 | 二、一五七、六〇二 | 八、一九〇     | 一、四七四、三八七  | 六七五、〇二五 | 一       | 一     |
| 水害計   | 二、七〇一、七九  | 九、〇八一、二八〇 | 二、八二八、七四四  | 六七五、〇二五 | 一〇七、八三〇 | 八、八五〇 |

備考 國稅ノ内ニハ間接國稅ヲ含マヌ  
 又 小學校生徒出席減少

學校兒童の缺席は重に食物の不良、學用品の供給不充分なるに原因せるが如し、  
 兒童の父兄等は秋收なきため、何れもカユ又は蕎麥粉に菜葉を混する等して、日常の食糧と爲すが爲め、兒童が晝の辨當を爲すことを得ざるに依り自然缺席多數となる、  
 猶ほ茲に悲惨なる兒童は、大字高瀬成田兵次郎の二男熊吉十三才にして、兵次郎は素より極貧のものなれば、食糧は平素粗惡にして殊に充分食する能はざるより身体衰弱の處、一月廿三日例の如く登校せんとして家出せしに途中に於て昏倒し漸く他の兒童に扶けられ歸宅せりと云ふ、



缺席兒童特別報告

三好村大字高瀬平民兵次郎二男  
第四學年

成田熊吉 明治三十五年七月廿日生

出席通常ナリシモ大正三年一月二十三日ヨリ引續キ缺席  
右兒童大正三年一月二十三日自宅ヨリ出校ノ途上昏倒シテ歸宅ノ儘出校セス保護者ニ其理由ヲ尋子候處凶作ノ爲メ  
食物粗惡ニシテ營養少ナキ故ナルベシト申候依テ此段及御報告候也  
大正三年二月 日  
北津輕郡長 酒井隆吉殿  
鶴ヶ岡尋常小學校長 武井忠太郎

缺席兒童數調查表

| 月別  | 兒童數  |      | 缺席兒童數 |    | 缺席兒童數 |    | 其理由別 |    |
|-----|------|------|-------|----|-------|----|------|----|
|     | 男    | 女    | 男     | 女  | 男     | 女  | 男    | 女  |
| 十一月 | 202  | 155  | 7     | 3  | 2     | 7  | 5    | 2  |
| 十二月 | 200  | 156  | 7     | 3  | 2     | 7  | 5    | 2  |
| 一月  | 199  | 156  | 2     | 3  | 3     | 7  | 5    | 2  |
| 二月  | 198  | 154  | 3     | 5  | 6     | 8  | 4    | 5  |
| 三月  | 200  | 161  | 1     | 4  | 6     | 8  | 5    | 5  |
| 四月  | 202  | 165  | 2     | 4  | 3     | 6  | 5    | 5  |
| 五月  | 203  | 161  | 3     | 5  | 3     | 6  | 5    | 5  |
| 六月  | 203  | 162  | 5     | 3  | 4     | 3  | 4    | 5  |
| 計   | 2009 | 1600 | 22    | 23 | 27    | 37 | 20   | 16 |

| 月別 | 教員數  | 全上俸給額 | 凶作ニテ村稅滯納ノ爲メ他へ費用ヲ繰台セテ支出セルモノ | 俸給支拂停滯ノモノ | 備考       |
|----|------|-------|----------------------------|-----------|----------|
| 七月 | 203  | 161   | 37                         | 10        | 九、十、十一月分 |
| 八月 | 203  | 162   | 27                         | 22        | 八十八圓     |
| 計  | 2009 | 1600  | 47                         | 32        |          |

ル教員俸給支拂停滯

大正二年度の村稅は凶作の影響にて滯納者多き爲め、大正三年度は十月以前に支拂ふべき千八百圓及教員俸給に充當する三百圓は、總て公債に依るの方針にて内務、大藏兩大臣へ起債の許可申請せしに、七月に至り漸く教員俸給支拂に充つる三百圓のみ許可となり、其他は未だ御指令なき爲め自然停滯するに至れり、

教員俸給支拂停滯調

| 月別  | 教員數 | 全上俸給額   | 凶作ニテ村稅滯納ノ爲メ他へ費用ヲ繰台セテ支出セルモノ | 俸給支拂停滯ノモノ | 備考       |
|-----|-----|---------|----------------------------|-----------|----------|
| 十一月 | 6   | 88,000  | 264,000                    | 11,555    | 九、十、十一月分 |
| 十二月 | 6   | 88,000  | 352,000                    | 11,555    | 八十八圓     |
| 一月  | 5   | 77,000  | 429,000                    | 11,555    |          |
| 二月  | 5   | 77,000  | 242,000                    | 11,555    |          |
| 三月  | 5   | 77,000  | 77,000                     | 11,555    |          |
| 四月  | 5   | 77,000  | 62,000                     | 11,555    |          |
| 五月  | 5   | 77,000  | 62,000                     | 11,555    |          |
| 六月  | 5   | 77,000  | 62,000                     | 11,555    |          |
| 七月  | 1   | 7,000   | 62,000                     | 11,555    |          |
| 計   | 11  | 770,000 | 1,690,000                  | 11,555    | 支拂濟      |

當村大字鶴ヶ岡奈良岡ちよ七十七年なるもの、是れまで北海道なる次男千次郎方に居りしが、大正二年十二月頃少しの縁故ありて鶴ヶ岡長尾勝太郎方を使い來りしも、素より勝太郎に於ては扶養の義務なければ、數日にして此處を去り、大字藻川一戸りよ方に止宿し、財産は勿論少しの貯蓄もなければ、村内を徘徊し慈善家の同情に依り其日を送りしが、大正三年一月廿七日より東北九州災害救濟會の寄贈に係る、食糧一日白米二合つ、給與すること、爲せり、然るに本人は尙ほ副食物を貰受けんとして、二月十六日夕刻字中島を徘徊中折柄の風雪烈しく寒威甚しき爲め、着衣も素より充分ならざるを以て、終に之れに堪へずして途上に氣絶するに至る、當時の區民惣代人一戸忠吉は、直に之を自宅に運び藁火にて暖め、應急手當を爲して之を一戸りよ方に移し、役場より、収入役開米農夫、書記川浪力出張し、醫師を迎へて治療せしも終に翌十七日死亡し其費用は總て村費より支辨せり、

### ワ 悪疫流行

凶作の場合には食物粗悪の爲め、胃腸病患者多數發生せんとは豫期したる所なるが、意外にも當地方に未だ曾て流行したることなき、發診室扶斯病發生するに至れり、系統は北海道なるが、當村大字高瀬澁谷惣十郎母はつやに傳染し、未だ發覺せざるに之れは全治したれども、更に姉ちよ及娘きみよに傳染したれば、右兩人をば四月十八日傳染病隔離病舎に收容せり、主治醫は吉岡太郎吉氏にして、看護婦は秋田縣大館町野村某を雇入れたり、五月八日患者全治退合せむを以て、之を閉鎖せるが、之れに要したる費用は總て約く三百圓なりき、

### 力 火 災

大正三年七月十三日午後十一時三十分當村鶴ヶ岡川浪勇太郎方より出火、隣家川浪三之助と二棟焼失せり、原因は勇太郎の長男善次郎が發狂人なるを以て、床下に火を焚き他所より持つ來れる馬鈴薯を煮て食せんとした

るに依る、元來勇太郎は窮民にして凶作に依り糧食の給與を受け居るものなれば、發狂人善次郎に對しても充分に食物を與へざる爲めなりと云ふ、之れも失張凶作の結果ならんか、

### ヨ 諸 犯 罪

凶作の爲め自己の生活困難なる結果、人道を無視し犯罪を敢てするに至る、其犯罪の種類は多く窃盜にして、其被害何れも僅少なるを以て警察官署に申告を爲さず、隨て今具体的に調査するを得すと雖も、其被害物件は屋外に於て田畑穀物又は洗濯物、屋内にありては少量の白米又は味噌等なるが如し、

### 第三章 凶作救濟施設

凶作の狀況は大畧前述したるが如し、之れが救濟方法を講ずるは尤も急務なるを以て十一月十日日本村會を招集して救濟に關する意見を徴したり、其他施設したる事項の梗概は漸次説述すべし、

#### 一、凶作救濟諮問會及同協議會

##### イ 凶作救濟ニ關スル諮問

當村ニ於ケル本年ノ凶作ハ豫想外ニシテ稻ノ全收量ハ現住村民ノ三四ヶ月ヲ支フル飯料タルニ過キス加之ナラス畑作ハ亦タ平年ニ比シ二割以上ノ減收ナルヲ以テ諸税金ニ充當スルニ足ラス去レバ今後三四ヶ月ヲ經過セバ當村ハ如何ナル悲惨ノ狀況ヲ呈スルニ至ルベキヤ計ルベカラス故ニ之レカ救濟ノ方法ヲ講スルハ目下ノ急務ナリト信ス其救濟方法如何

右ハ町村制第四十四條ニ依リ本村會ノ意見ヲ徵ス

大正二年十一月十日提出

三好 村長 開米 多作

當日出席議員は木村勝之助、川浪隆之助、澤田藏之助、竹谷松太郎、長尾敬藏、川浪善固、高橋健一、工藤松

五郎の八名にして欠席は木村喜之助、長尾角左衛門、小野藤太郎、長尾徳一の四名なり、而して其答申書左の如し、

一八

### 凶作救済諮問ニ對スル答申書

- 一、低利資金ヲ村ニ於テ借入諸税金ニ充ツルコト
  - 二、村及區有積立金ヲ運用シテ價格ノ安價ナル外國米ヲ買入實費ニテ細民へ配布スルコト
  - 三、菅笠製造教師ヲ雇入同傳習所ヲ開設シ細民ノ副業タラシムルコト
- 右ノ通本村會ニ於テ意見決定ニ付町村制第四十四條ニ依リ答申候也
- 大正二年十一月十日
- 三好村 會長 開米多作 殿
- 三好村 會議長 開米多作
- 本村凶作は日を逐ふて激甚を加ふるに至るを以て大正二年十二月八日開會の村會は進んで經費節約及村債を起しの建議案を決議せり

### 意見書

- 一、本年ノ凶作ニ依リ村税ノ負擔ニ堪ヘサルヲ以テ學校教員六人ヲ三人ニ減少シ一月ヨリ實施スルモノトス
  - 二、本年ノ凶作ニ依リ村税ノ負擔ニ耐ヘサルヲ以テ大正三年度ノ村税總額三分ノ二ニ相當スル起債ヲ爲シ豫算ヲ編成スル様致サレ度シ
  - 三、好村 會長 開米多作 殿
- 右ハ本村會ニ於テ決議相成候ニ付町村制第四十三條ニ據リ意見提出候也
- 大正二年十二月八日
- 三好村 會議長 開米多作

### 凶作救済協議會組織

大正三年一月二日重立有志役場に會合の上左の協議を爲せり、

### 凶作救済ニ關スル協議

- 一、本村ノ凶作ハ日ヲ經ルニ隨ヒ慘狀ヲ呈スルニ至ルヲ以テ之レガ救済ノ方法ヲ講スル爲メ時々協議會ヲ開クコト
  - 二、凶作ノ狀況ヲ時々實査スル爲メ各大字ニ各一名ノ委員ヲ置クコト
  - 三、委員ハ村長ト協議ノ上實査ノ方針ヲ一定スルモノトス
  - 四、委員調査シタル實況ニ依リ救済ノ方法ヲ定メ且ツ之ヲ監督官廳ニ報告シ同時ニ新聞社ニ通信スルモノトス
- 但役場吏員ノ中ニモ委員ヲ任命ス
- 救済委員 木村勝之助、小野藤太郎、竹谷松太郎、  
役場内救済委員 助役 川浪隆之助、書記 川浪力、書記 小山内惣之助、

### 二 經費の節約

イ 學級の變更 經費節約の關係より教育に及ぼしたる影響尠からず、當村鶴ヶ岡尋常小學校は從來七學級にして教員六人、内一人は二部教授を擔任せるが、今回六學級に變更し教員を五人に減じ二部教授の擔任は舊の如くせり、

教員の淘汰は獨り當村のみならず全縣を通して行はれたるを以て、就職者一般に一種の恐怖心を抱き、熱誠教育に盡すの念慮薄からしめたる傾ありき、之れ人情の常として不得止事なるべく、凶作の惡影響云ふべきなり、

ロ 學校冬季休業交換 當村尋常小學校に於ては薪炭の節約を計らんが爲め冬季間の休業全部を嚴寒時に繰下

け即ち大正二年十二月廿一日より同三年一月廿一日に至る廿二日間交換せり、  
 豫算の節減 大正三年度村歳入出豫算は大節減を行ひたり、而して本豫算中には大正四年三月十五日償還  
 すべき村民へ轉貸せる種糧購入資金三千三百圓を包含せるを以て之を差引き、例年の豫算に比せば殆んど半  
 額に等し、

豫算比較

| 出村<br>豫算入 | 大正元年度     |           | 大正二年度     |            |
|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
|           | 比         | 較         | 比         | 較          |
| 臨時部       | 三、三九、二〇〇  | 四、二五、五二二  | 八六、三三三    | 四、三〇八、一六九  |
| 經常部       | 三、六〇八、二〇〇 | 一、六三三、八八二 | 一、九八四、三三八 | 七、八四一、九〇九  |
| 計         | 六、九七、四〇〇  | 五、八三九、三九四 | 一、九八四、三三八 | 一二、一五〇、〇七八 |
|           |           |           | 八六、三三三    | 九六、八六九     |
|           |           |           | 一、九八四、三三八 | 四、三三三、七〇九  |
|           |           |           | 一、九八四、三三八 | 五、三三三、六七八  |

三、地租免除請願及所得稅更訂申請

イ地租免除請願 當村の米作は二分一厘にして即ち皆無作なれば之れが免租の恩沾に浴すべきは相當なる  
 も、氣候不順に依る皆無作に對しては免租の法律未だ制定なきを以て、十一月十日日本村會の決議を経て即日貴  
 衆兩院議長及内務、大藏兩大臣へ請願書を提出せり、

地租免除法律設定ノ義ニ付請願

夫レ現行ノ法律ハ水害ニ依リタル田畑ノ凶作ハ免除スレモ天候ノ不順ニ歸因スベキ凶作ハ其地租金ヲ免除セザ  
 ルナリ、何ゾ夫レ不公平ノ甚シキヤ農民ノ苦痛ハ何ノ原因ヨリ來ル凶作モ亦其ノ影響スル處同一ニシテ其原因

ニ依リ區別スベキ道理アルベカラズ況ンヤ天候ノ不良ニ基因スベキ凶作ハ東北ニ多クシテ西南ニ少シ果シテ然  
 ラバ法律ハ西南ニ厚クシテ東北ニハ冷淡ナルノ奇觀ヲ呈シツ、アリト云フヲ得ベキナリ皇恩一視同仁ニシテ國  
 ノ東南ニ依リ區別アルヲ許サズ然ルニ東北ハ事實ノ上ニ於テ甚シク不幸ニ陥イリアルハ前陳ノ如クニシテ之ヲ  
 根本的ニ救ハントスレバ水害風害ニ依ル凶作ト同一ニ天候ノ不順ニ因ル凶作ニ對スル地租ノ免除法律ヲ新設セ  
 ザルベカラザルナリ我青森縣ニ於テ本年ノ米作ハ明治二年以來未ダ見ザル處ノ大凶作ニシテ天下公衆ヲ振動セ  
 シメタリシ明治三十五年ノ凶作ヨリモ猶一層劇甚ナリ今ニ於テ之レガ救済ヲ施サザルニ於テハ如何ナル慘狀ヲ  
 顯出スベキヤ豫知ス得ベカラズ而シテ其救済方法ハ種々アルベシト雖モ地租免除ノ如キ亦目下ノ急務ナリト信  
 ズ速ニ該法律ノ新設アラントラ茲ニ村會ノ決議ヲ以テ及請願候也

大正二年十一月十日

青森縣北津郡三好村  
 村會議長 開米多作

貴族院議長公爵 徳川家達殿  
 衆議院議長 大岡育造殿  
 内務大臣 原敬殿  
 大藏大臣男爵 高橋是清殿  
 右請願は政府及議院の容るゝ處となり、法律として發布せられ四月一日より實施となる、而て田租免除申請及  
 延納許可の分左の如し、

地租延納及免除調

| 申請別        | 被害反別                | 免除又ハ延納地租            | 申請人員 | 指令年月日      |
|------------|---------------------|---------------------|------|------------|
| 水害地租免除     | 一八、五二二 <sup>歩</sup> | 五九、七一〇 <sup>原</sup> | 二人   | 大正二年十二月十五日 |
| 地租延納       | 二二一、五四二三            | 一、四〇四、四七五           | 一九〇  | 全上         |
| 新法律ニ依ル地租免除 | 一八〇、〇〇〇〇            | 一、二七六、二二五           | 二四八  | 未定         |
| 計          | 四二〇、〇七二五            | 二、七四〇、四一〇           | 四六六  |            |

備考 地租延納許可せられたる分は新法律に依り當然免除となる。

口所得税更訂申請 凶作の爲め所得の減損必然にして相當期間に至れば、更訂申請の者多數と認め左の申報を爲せり、

本年凶作ノ結果當村所得納税者ニシテ別紙調書ノ通り何レモ收入豫算年額四分ノ一以上ヲ減損セルモノト認めラルル而シテ當村納税者ハ一二名ヲ除クノ外農業所得ノミナレバ今後ニ於テ何等收入アルコトナシ去レバ法定期間ヲ過クル場合ハ所得全額ノ更訂ヲ申出ツルモノ多數ト被考候ニ付目下稻刈取ニ際シ實地御調査相成候得バ後日ノ立証トナリ更訂申出者ノ利益トモ可相成ト思料セラレ候條御參考此段申報候也

大正二年十一月六日 三好村長 開米多作

五所川原 稅務署長 竹内虎太郎殿

而して十二月下旬に至り納税者全部より更訂を申請し其減額左の如し、

| 稅額      | 更訂減額    | 更訂申請人員 | 更訂通知月日    |
|---------|---------|--------|-----------|
| 四二四、七六〇 | 三九五、〇六〇 | 四三     | 大正三年七月廿七日 |

所得稅更訂減額調

#### 四、救濟土木工事

凶作の結果衣食を、求むるに途なき場合なれば、土木工事を起し之等窮民を役使して勞銀を得せしむるは、救濟の一方法と料せざるを以て、知事及郡長へ請願書を提出せり、

#### 救濟工事ニ關スル請願

當村ニ於ケル本年ノ凶作ハ天候不順ニ因ルベシト雖モ亦タ水害ニ歸因スル所大ナリト本村ハ從來水害地ナルヲ以テ專ラ治水ニ重キヲ置キ大川及十川ノ堤防ニ就キ完全ナル修繕工事ヲ施サレ度旨兼テ上申セシコトアルモ左記箇所ニ對シテハ末々相當ノ施設ナキヲ以テ此際該工事ヲ起シ堤防ヲ完全ニシテ水害ヲ除去スルト同時ニ凶作ノ結果衣食スルニ途ナキ本村農民ヲ役使シ救濟セラレンコトヲ茲ニ村會ノ決議ヲ以テ及申願候也

#### 左記

- 一、大川通堤防笠置工事 延長五百間、 上巾七尺、 高サ一尺五寸、
- 之ハ當村大字藻川地内十川通新設堤防接續点ヨリ以南
- 一、十川新設堤防笠置工事 延長千五百間、 上巾六尺、 高サ二尺、
- 之ハ大字藻川地内大川堤防接續点ヨリ全部
- 一、大川通堤防笠置工事 延長五百二十八間、 高サ一尺五寸、
- 之ハ鶴ヶ岡地内新設堤防南端ヨリ以南
- 尤モ此箇所ハ腹付ヲモ要ス

大正二年十一月十日 三好村長 開米多作

青森縣知事 田中武雄殿

救濟工事ニ關スル申請

本村ト金木村間ニ於ケル金木道ハ數年前郡道ニ編入セラレタルモ一小部分ニ工事ヲ施シタルノミニシテ全部ニ涉リテハ未ダ殆ント路面ヲモ形成セズ隨テ通行スルコト能ハザルヲ以テ五所川原町以北郡民ニアリテハ其不便不尠ニ付熱心ニ之レガ速成ヲ希望セルモ郡經濟ノ都合ナランカ在萬今日ニ至リタルモノナリ然ルニ本年ハ稀有ノ凶作ニシテ農民ハ衣食ヲ求ムルニ途ナキ際ナレバ郡ニ於テ速ニ該工事ヲ起シ之等不幸ノ農民ヲ使役シ勞銀ヲ與ヘテ衣食ノ途ヲ得セシメ一面道路ヲ完成シテ交通不便ノ爲メ久シク振ハザル北方郡民ヲシテ便益ヲ得セシメラレシコトヲ茲ニ村會ノ決議ヲ以テ此段及申請候也

大正二年十一月九日

北津輕郡長 酒井隆吉殿  
三好村長 開米多作

右工事施行の場合ハ地元請負とすることに申請する考ひなるを以て、三月三十日村農會通常總會を開會の際其閉會後に於テ請負惣代人を選定せんと協議せしに、村長に其人選を一任することに決したるを以て、村長は左の如く選任の上請負申請を爲さしめたり、

縣工事請負惣代人 川浪善固、小野藤太郎、  
郡工事請負惣代人 木村勝之助、田中藤太郎、長尾武城、澤田八郎、開米柱次郎、川浪與市郎、一戸惣太郎、  
之は何れも許可せられ今や工事に着手し、窮民を使役して相當の効果を奏しつゝあり、

五、種子配布

凶作にて食物を得るに苦む折柄なれば收穫の早き作物の種子を配布して一日も早く食物を得せしむるは救濟の急務なりと信じ、本村農會をして春蒔大麥一石を郡農會の手を経て北海道より、又馬鈴薯二百二十四貫を長尾角左衛門氏の手を経て津輕澱粉株式會社より購入し、麥種子は三十二人へ、馬鈴薯の種子は二十六人へ配布せしめたり、

六、低利資金の借入

しめたるに、大正三年七月中旬より收穫を得て食物の補充を爲し効果ありたり、

凶作の爲め資本缺乏して、各種の産業殆んど休止せんとするの狀態なるを以て之を回復し將來健全なる發達を計らんが爲め本縣借入の低利資金を轉借し村歳入へ編入して轉貸し、若くは各種組合を設けしめ、資本を轉借せしめたり、

種籾購入資金轉貸借表

| 種      | 目 | 轉借年月日    | 借入先 | 借入金額                    | 轉貸年月日    | 轉貸金額                    | 轉貸人員 |
|--------|---|----------|-----|-------------------------|----------|-------------------------|------|
| 種籾購入資金 |   | 大正三年二月七日 | 青森縣 | 三三、三〇〇、〇〇〇 <sup>円</sup> | 大正三年二月廿日 | 三三、三〇〇、〇〇〇 <sup>円</sup> | 一五〇人 |

備考 利子年四分二厘、貸付反別三百二十八町五反壹畝十五歩、一反歩當金壹町四厘余、

三好村種籾購入資金貸付規程

- 第一條 本村内ノ田地ヲ耕作スルモノニシテ種籾購入資金ヲ借入セントスルモノニハ本規程ニ依リ本村ニ於テ本縣ヨリ借入セル該資金ヲ貸付スルモノトス
- 第二條 種籾購入資金貸付ノ場合各借入申告者ノ耕作田反別ヲ調査シ其總田反別ニ貸付スベキ資金總額金參千參百圓ヲ割當テ申告者一人毎ノ貸付金額ヲ定ム
- 第三條 貸付金ハ種籾ノ給與ヲ受ケタルモノニ之ヲ貸付セス
- 第四條 貸付金ノ利率ハ年四分二厘トス
- 第五條 貸付金ノ元金返濟期限ハ大正四年三月十日限リトス

利子ハ三月十日、九月十日限リ支拂ハシムルモノトス  
 第六條 貸付ノ場合ハ第一號書式ニ據リ借入者ヨリ借用證書ヲ徴スルモノトス  
 第一號書式

種 類 種 類 購 入 資 金 借 用 証  
 一 金 何 程

此利子年四分二厘 此支拂ハ大正三年二月迄分ヲ全年三月十日限、

全 年八月迄分ヲ全年九月十日限、

大正四年三月迄分ヲ全年三月十日限トス

此元金返済期限大正四年三月十日限トス

二 保証人ハ連帶責任トス

右正ニ借用仕候也

年 月 日

因 好 村 長 宛

各 種 産 業 資 金 借 入 調

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 住 住 住 | 債 務 所 | 保 証 所 | 保 証 所 |
| 住     | 債 務 者 | 保 証 人 | 保 証 人 |
| 氏     | 氏     | 氏     | 氏     |
| 名     | 名     | 名     | 名     |

| 種 目                           | 借 入 指 令 年 月 日 | 借 入 金 額   | 組 合 數 | 組 合 員 數 |
|-------------------------------|---------------|-----------|-------|---------|
| 藥 工 品                         | 大正三年二月十七日     | 一六八、〇〇〇   | 四     | 五六      |
| 菅 工 品                         | 大正三年四月二十一日    | 二二〇、〇〇〇   | 三     | 八八      |
| 蘭 草 栽 培                       | 大正三年四月二十一日    | 一一〇、〇〇〇   | 一     | 一〇      |
| 林 檜 袋 製 造                     | 大正三年四月二十一日    | 一一〇、〇〇〇   | 一     | 一〇      |
| 養 蠶                           | 大正三年四月二十一日    | 五〇、〇〇〇    | 一     | 八       |
| 無 限 責 任 藻 川 信 用 組 合           | 大正三年三月三十一日    | 六〇〇、〇〇〇   | 一     | 三一      |
| 保 証 責 任 鶴 ヶ 岡 信 用 販 賣 購 買 組 合 | 大正三年三月三十一日    | 七五〇、〇〇〇   | 一     | 五六      |
| 無 限 責 任 高 嶺 信 用 販 賣 購 買 組 合   | 大正三年三月三十一日    | 六五〇、〇〇〇   | 一     | 五二      |
| 計                             |               | 二、六七八、〇〇〇 | 一三    | 三〇七     |

藥工品製造資金借入申請者は本表に掲げたる以外に猶ほ百二名ありしが、申請期限経過せる理由にて不許可となれり、  
 然るに大字藻川申請者約三十名のもの役場の處置宜しきを得ざる爲め不許可となりしものと誤解し、役場の説諭を用ひず不平を訴ふる爲め、一同打揃ひ郡役所へ出頭せし一事あり、之れ素より無智の者の所爲と云ひながら、僅か一人當り二川五十錢の資金を借入すること能はざるを遺憾として、蕭瑟的行動に出てたるは如何に凶作の甚しくして、又金融の必迫せるかを察知するに至るべし、

七、種 類 給 與 申 請

大正二年は皆無作にて糶のみなれば、種糶なるものなきを以て、田地耕作者にして地租七田以下縣稅三田以下納稅者にして之を購入するの資力なきものには、種糶給與を申請せしめたり、而して之れ以上の納稅者は低利資金借入の項に述べたるが如く、種糶購入資金を轉貸して、大正三年の播種に支障なからしめたり、尤も種糶給與は現品の給與なりしを以て、之れが買ひ集めに關しては長尾角左衛門氏斡旋せり、

種糶給與調

| 耕作反別                   | 種糶給與石數              | 價                      | 格   | 被給與人員    | 指令年月日 |
|------------------------|---------------------|------------------------|-----|----------|-------|
| 一九九、六二〇 <sup>歩</sup> 四 | 九三、九四〇 <sup>石</sup> | 一、七八四、八六〇 <sup>円</sup> | 一三九 | 大正三年三月三日 |       |

八、産業の獎勵

イ肥料製造 農事の改良進歩に伴ひ近來著しく金肥増加するに至る、然れども將來單に金肥のみに依り施肥せんとするは、農業經濟の宜しきを得たるものにあらざるを以て、糞堆肥舍を設け技術者を聘し堆肥製造の方法を傳習せしめ、以て將來金肥の移入を少からしむる方針を採れり、而して大正三年の金肥は、凶作の影響にて購入の資力なきを以て、本縣の仲介に依り代金返済は大正四年一月中の期限として借入施肥せしむ、

金肥借入調 (縣仲介ノ分)

| 肥料種類 | 數量 | 價 | 格 | 借入 | 先借入人員 |
|------|----|---|---|----|-------|
|------|----|---|---|----|-------|

|        |                    |                      |             |    |
|--------|--------------------|----------------------|-------------|----|
| 精過磷酸石灰 | 一、二五〇 <sup>枚</sup> | 一二六、〇〇〇 <sup>円</sup> | 大日本人造肥料株式會社 | 三三 |
| 大豆粕    | 一〇九枚               | 一八〇、九四〇              | 三ツ井物産會社     | 二一 |
| 計      | 三六〇 <sup>枚</sup>   | 一六二、〇〇〇              | 青森市濱町岸条三郎   | 一七 |
|        |                    | 四六九、一九〇              |             | 七一 |

ロ大麥馬鈴薯の補食

馬鈴薯は自家用澱粉製造等の必要より作付反別も増加せしが、大麥に至ては全く作付ものなきに至りしを以て、本年凶作の補食たらしむる爲め、村農會をして大麥一石、馬鈴薯二百二十四貫の種子を配布せしめ、之を試作せしむと同時に將來に繼續せしめんをす、

ハ採種畑の設置

凶作の現況に鑑み將來混食の慣習を作る必要より、畑作の改良を計る目的を以て、本村農會をして各大字に採種畑を設置せしめ左の作物を獎勵す、  
粟、夏蕎麥、夏小豆、大豆、千成茄子、早成南瓜、大麥、馬鈴薯、  
設置者 田中多次郎、開米権次郎、川浪與一郎、

ニ稻作立毛品評會の開催

稻作の改良進歩を計らんが爲め村農會をして第一回稻作立毛品評會を開催せしむ、

ホ菅笠製造傳習所の開設

本村は菅草の生産豊富なるを以て、菅笠製造は本村の副業として尤も有望と認め、曩きに村會に於て凶作救濟事業の一として、諮問に對し答申せる廉もあるを以て、之れが傳習所を開設せんとしたるに、時恰も縣廳にては凶作救濟事業として、大正三年四月十二日より二十日間本村へ該傳習所を開設せる際なれば、本村は費用を投せずして其希望を達するを得たり、而して傳習所にては生徒二十名、見習生三十名にて其成績尤も良好なりき、



へ藁工品 本品は従来本村唯一の副業なりしが凶作の爲め藁質不良にして工品製作に適せざるより此の糊口困難の場合空しく製造を休止するに至らんとするの状況なるを以て、本縣より資金を借入せしめ奨励したるに、頗る良成績にて其生産高左の如し、

藁工品生産高調

自大正二年十一月  
至大正三年八月

| 種 | 類 | 數 | 量       | 價 | 格         |
|---|---|---|---------|---|-----------|
| 繩 |   |   | 二〇、四〇〇丸 |   | 三、〇六〇、〇〇〇 |
| 吹 |   |   | 三、四六〇枚  |   | 二九二、八〇〇   |
| 草 | 履 |   | 四、三〇〇足  |   | 八六、〇〇〇    |
| 草 | 鞋 |   | 一四、五〇〇足 |   | 二二三、五〇〇   |
| 計 |   |   |         |   | 三、六五二、三〇〇 |

ト養蠶 本業を奨励せんとするには先づ桑園を奨励するの必要あり、而して良畑を桑園と爲すは果して利益あるや否やは尤も研究を要する處なるも、當村の如き原野其他不用土地の多く有する處にては、桑園を作るに尤も適當せるを以て、之れを奨励せんが爲め資本の借入を本縣へ申請せるも、不許可となり斯業前途の爲め遺憾なりき、尤も養蠶は資本を借入せしめ奨励したるも、未だ幼稚にして成績見るべきものなし、

養蠶成績表

| 養蠶戸數 | 掃立枚數 |     | 收繭數量                 | 價      |
|------|------|-----|----------------------|--------|
|      | 八框   | 据四枚 |                      |        |
|      |      |     | 九〇〇 <small>合</small> | 三八、七〇〇 |

備考 繭一外價格最高五十二錢 最低 三十七錢

チ 林檎袋製造 當村の如き新聞購讀者多數なる土地にありては、副業として林檎袋を製造するも、原料に欠乏するが如き慮なきを以て、頗る有利と信じ資金を借入せしめ奨励したり、

リ 菅草栽培 數年前より副業として奨励せしものなるが本年も資金を借入せしめ繼續的に奨励せんとす、

ヌ 菊工品 即ち菅笠、菅繩、菅蓆、は原料豊富にして殊に販路も廣く、將來有望の副業と認め尤も奨励に勉めたり、

ル 耕地整理の施行

藻川耕地整理組合は最初原野を畑に開墾の目的なりしが、之を田地に変更したるものにして、其反別貳拾壹町六反歩なり、又鶴ヶ岡耕地整理は原野を田畑に開墾するものにして田反別二十

本年の如き凶作の影響にて金融切迫の場合に耕地整理を實行し、其使役したる労働者に賃金を得せしめ、一面幾部にも開墾したる土地へ作付を爲し收穫を得せしむるは、救済的事業となるべきを以て之を實行せしめたり、然るに藻川組合は之を實行するの資本なく低利資金の借入を縣廳へ申請せしも未だ貸付の模様なく目下事業休止の姿となれり、

鶴ヶ岡耕地整理にありては事業資金一千百數十圓現在せるを以て、雪消早々事業に着手せんとしたるに、大正三年の秋收如何を慮り現在金は之を預金として利殖を計り事業を延期せんとするの論者出て、直に着手せんとする論者との間に激しき運動となり、其結果縣廳より横田枝師、郡役所より佐々木郡書記を煩はし、四月七日關係者總會を開き協議の結果大多數にて事業着手に決したり、四月九日相馬萬十郎をして之を請負はしめたり

然るに茲に特記せんとするは工事正に竣工し試に之を締切り滯水したるに水門の兩側埋立の不充分より東側洩水し終に高さ一丈余巾一間半通り突き抜け、夫れが爲め水門は土台際より轉壞するに至れり、請負者の損害多大なるのみならず、折角田地に開墾しながら之が爲め插秧時期を失するものあるに至りしは遺憾に不堪、工事は直に再建築に着手せしめたるも、工事中即ち七月六日出水の爲め、種井范開墾地及藻川の底地滯水せしかば、之れ建築中の水門前留の結果なりとして、關係者數十人より取拂ひ方申出たり、然るに前留を取拂へば直に水門破壊の慮あり、加之當時請負者は出青中にて不在なれば、亦た如何ともすること能はず、依て村長は事情具申の爲郡役所へ出張し、翌七日助役川浪隆之助氏は人夫を指揮し水門の破壊せざる装置を爲して、前留を破り排水を自由にし故障申出者をして満足せしめたる一事あり、

鶴ヶ岡耕地整理田畑收獲調

| 作付種目 | 開墾地目 | 反別     | 收       | 獲價      | 格 |
|------|------|--------|---------|---------|---|
| 米    | 田    | 二五〇〇〇  | 一五〇〇〇   | 一八、七五〇  |   |
|      | 田    | 六、二五〇〇 | 一〇〇、〇〇〇 | 三〇〇、〇〇〇 |   |

藻川耕地整理畑收獲調

| 作付種目 | 開墾地目 | 反別      | 收       | 獲價        | 格 |
|------|------|---------|---------|-----------|---|
| 大豆   | 畑    | 二、五〇〇〇  | 五、〇〇〇   | 四五、〇〇〇    |   |
|      |      | 六、〇〇〇〇  | 六〇、〇〇〇  | 六六〇、〇〇〇   |   |
| 菜種子  | 畑    | 一七、二五〇〇 | 一六六、五〇〇 | 一、〇二三、七五〇 |   |

| 作付種目 | 開墾地目 | 反別     | 收      | 獲價      | 格 |
|------|------|--------|--------|---------|---|
| 大豆   | 畑    | 一、〇〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 六〇、〇〇〇  |   |
|      |      | 四、〇〇〇〇 | 四八、〇〇〇 | 四三二、〇〇〇 |   |
| 計    |      | 五、〇〇〇〇 | 六八、〇〇〇 | 四九二、〇〇〇 |   |

備考 一石相場 菜種子一一、〇〇〇 稗三、〇〇〇 大豆九、〇〇〇 玄米一二、五〇〇

以上兩地區とも菜種子を除くの外は總て收獲の豫想なるが、收獲期に近付きたる際なるを以て、確實なるが如し、而して兩地區とも大豆作は水害の爲め極めて劣作なりき、

早稲、中稲の奨励 晩種は收獲多量の爲め一般農民は多く晩稲を希望す、

然れども當地方の如き冷氣早き土地にありては、著しく劣作となることあるを以て、寧ろ收獲に於て多少の減量あるべきも、早種中稲の安全なるを思ひ大正三年には早種中稲を奨励せり、  
今年年の種類別作付反別及收獲豫想高を前年及平年に比較せば左の如し、

米作付反別調

| 種類 | 本年作付反別 | 前年全上 | 平年全上 | 比較    |       |
|----|--------|------|------|-------|-------|
|    |        |      |      | 前年ニ比シ | 平年ニ比シ |
| 早稲 | 三三二    | 四五   | 一四〇  | 割     | 割     |
| 中稲 | 一三〇    | 二五六  | 二七〇  | 八、六四増 | 五、七七増 |
| 晚稲 | 三五     | 一九四  | 八五   | 四、九五減 | 五、一九減 |
| 計  | 四九五    | 四九五  | 四九五  | 八、二一減 | 五、九三減 |

米收穫豫想高調

| 種類 | 本年收穫豫想高   | 前年收穫高    | 平年全上     | 比較    |       |
|----|-----------|----------|----------|-------|-------|
|    |           |          |          | 前年ニ比シ | 平年ニ比シ |
| 早稲 | 五、九六、〇〇〇  | 三六〇、〇〇〇  | 二、四〇、〇〇〇 | 割     | 割     |
| 中稲 | 二、六〇、〇〇〇  | 一、〇四、〇〇〇 | 四、三〇、〇〇〇 | 六、〇六増 | 三、九八減 |
| 晚稲 | 六九六、〇〇〇   | 五三、〇〇〇   | 一、三三、八〇〇 | 六、六一増 | 四、九三減 |
| 計  | 九、二五四、〇〇〇 | 一、九八、六〇〇 | 七、九三、八〇〇 | 七、八七増 | 一、四三増 |

九、半日授業 凶作の影響にて晝食を携帯させる児童及晝食を携帯すること能はざる爲め、飲席する児童等多數となりしを以て、學校にては之等児童の便宜を計り、大正二年十二月廿一日より大正三年八月末日まで、半日授業を爲したり、

十、學用品給與 児童の飲席は食糧の關係もあるべしと雖も、學用品購求の資力なきことも確かに一原因と認めたるを以て、當村は窮民の児童へ給與すべき學用品代金十五圓九十八錢を支出するに決したり、其半額は郡役所より交付を受けたるものなり、

學用品欠乏見込調査表

| 別 | 在籍児童總數 | 欠乏科目  |     |     |     |     |     | 其他     | 通計     |
|---|--------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|--------|
|   |        | 一學年   | 二學年 | 三學年 | 四學年 | 五學年 | 六學年 |        |        |
| 男 | 二一〇    | 一九    | 二三  | 一四  | 一五  | 一三  | 九九  | 四三     | 二四一    |
| 女 | 一八〇    | 一八    | 三四  | 二三  | 一一  | 三   | 九四  | 三三     | 二〇三    |
| 計 | 三九〇    | 三七    | 五七  | 三七  | 二六  | 一八  | 一九三 | 七五     | 四四四    |
|   |        | 給書總價格 |     |     |     |     |     | 總價格    | 計      |
|   |        | 七五八九五 |     |     |     |     |     | 四四四八二〇 | 五二〇七一五 |

十一、低廉なる外米の供給 當村會は左の決議を爲し、村民へ低廉なる外國米を供給せり、

外國米購入決議

一縣ニ於テ保証ノ位置ニ立ツ本村へ拂下クル外國米ノ代金ニ就テハ本村ハ其責ニ任スルモノトス  
右決議ス  
大正二年十二月八日提出  
三好村長 開米多作  
右の決議に基き左の三名を賣下人に指定し、外國米一升に付僅かに二厘の手數料にて殆んど義務的に賣下を爲さしむ、  
高瀬木村勝之助、鶴ヶ岡相馬萬十郎、藻川一戸強一、  
然るに此三名を指定賣下人とし他の商人を無視したるは不公平なりとして、米穀を販賣するもの共より苦情

起れり、單に之等商人の立場より考ふる時は同情に堪へざるも、之れが爲め凶作救済施設に不結果を來しが如きことありては遺憾なるを以て、之等の苦情は一切之を排斥せり、

縣仲介外國米購入高及價格調

| 石 | 數         | 代 | 金         | 供給 | 戸數   |
|---|-----------|---|-----------|----|------|
|   | 一、一〇八、九三八 |   |           |    |      |
|   |           |   | 一、五七〇、七五七 |    |      |
|   |           |   |           |    | 二五〇戸 |

備考 平均一石當價格金拾四圓四拾二錢

十二、窮民の救助

イ 御下賜金

本年二月十九日郡役所に於て岩井内務部長より、凶作救済の御救恤金を拜受せり、依て同月二十一日村會を招集し嚴肅に之れが管理方法を審議せり、

恩賜金救済資金管理ニ關スル決議

一金百拾圓也

御下賜金

右ハ大正二年ニ於ケル凶作ノ爲メ下シ賜ハリタル御救恤金ナレバ大正三年三月青森縣訓令乙第百六十五号恩賜救済資金管理規程第五條ニ據リ明治四十一年青森縣訓令甲第七十二号ニ依ル救済資金ト合併シテ之ヲ管理スルモノトス

大正三年三月二十一日提出  
即日議決

三好村長 開米多作

尙ほ村會は右御禮を申上くることを議決せり  
昨年本縣凶作ニ付  
天皇

皇后兩陛下ヨリ御下賜アラセラレ候御救恤金本村へ御配與今般拜受ノ恩典ニ浴スルヲ得タルハ村民一同感激ノ至リニ堪ヘス自奮白彊誓テ聖旨ニ答ヘ奉ランコトヲ期スベシ本村會ハ茲ニ謹ミテ御禮ヲ申上クルコトヲ議決セルヲ以テ右

天聽ニ達セラレンコトヲ宜敷御取計相成度此段上申候也

大正三年四月一日

三好村長 開米多作

青森縣知事正五位勳四等田中武雄殿

ロ 義捐金品の配給

社會各階級の同情に依る寄贈金品は、悉く救済委員の協議に附し公平に配給せり、然るに窮民中高橋幸助外四五名の者、村役場に於て給與する食糧は不充分なりとて、更に郡役所へ出願せんが爲め五所川原町尾崎代書人へ願書の認め方を依頼したるに代書人は其不心得を論じて應ぜずと云ふ、

二三月の頃は雪中にて勞働に従事することも出来ず、又昨年の收穫は喰ひ尽して餘分なく、窮民にありては尤も苦痛を感ずる時期なるを以て、窮民の村役場に至り食糧の給與を更願するもの毎日四五名つ、に至る、之等の状態を見て獨立心を失ひたる乞食的行爲にして、破廉耻の甚しき者と蔑視するは、實際窮民の悲惨なる狀況を目撃せざる机上空論家の説に過ぎず、村役場にては此憐むべき窮民に對しては、可成勞働時期まで食糧を繼續給與することに勉めたり、

食糧給與調

男一人に付一日米三合  
女全上 二合

| 寄贈者       | 受月日       | 給與月日       | 給與米石數  | 價格      | 給與戶數 | 全人員 | 全日數   |
|-----------|-----------|------------|--------|---------|------|-----|-------|
| 京都奥井商店    | 大正三年一月二十日 | 大正三年一月二十二日 | 八〇     | 一、二〇〇   | 八戸   | 一   | 一回    |
| 一般篤志家     | 一月廿七日     | 一月廿七日      | 一三〇    | 一、九八六   | 五    | 一   | 五日    |
| 東北九州災害救濟會 | 一月廿九日     | 二月一日       | 七〇二    | 一〇、六七〇  | 五    | 一   | 二十八日  |
| 大日本聖公會    | 二月廿一日     | 二月廿四日      | 二、六三一  | 四〇、〇〇〇  | 五七   | 一   | 一回    |
| 青森縣凶難救濟會  | 二月廿五日     | 二月廿七日      | 一、九二〇  | 二九、一八四  | 四三   | 一   | 四日    |
| 東北九州災害救濟會 | 三月廿一日     | 三月廿二日      | 三、五八〇  | 五、二六八   | 三二   | 一   | 十日    |
| 全上        | 四月十二日     | 四月十六日      | 八、六二五  | 一三九、三七五 | 五七   | 一   | 十五日   |
| 全上        | 五月九日      | 五月十二日      | 九、六四〇  | 一三九、七六〇 | 五三   | 一   | 二十日   |
| 全上        | 五月十六日     | 五月十七日      | 二、五五〇  | 三八、一三〇  | 一六   | 一   | 十五日   |
| 全上        | 六月五日      | 六月十八日      | 一〇、三〇九 | 一五〇、五二一 | 九〇   | 一   | 十五日   |
| 全上        | 七月十五日     | 八月一日       | 六、〇九〇  | 八九、〇六六  | 七二   | 一   | 十五日   |
| 計         |           |            | 四六、二五七 | 六三、一六〇  | 九〇   | 一   | 百二十七日 |

副食物代給與調

| 寄贈者       | 受月日       | 給與月日  | 給與金額   | 給與戶數 | 全上人員 | 全上日數 |
|-----------|-----------|-------|--------|------|------|------|
| 東北九州災害救濟會 | 大正三年三月廿一日 | 三月廿二日 | 一一、九〇〇 | 三二   | 一七二  | 一〇   |

|    |       |       |        |    |     |    |
|----|-------|-------|--------|----|-----|----|
| 全上 | 四月十二日 | 四月十六日 | 三三、一〇〇 | 五七 | 一三三 | 一五 |
| 全上 | 五月九日  | 五月十二日 | 三七、四〇〇 | 五三 | 一九七 | 二〇 |
| 全上 | 五月十六日 | 五月十七日 | 九、三〇〇  | 一七 | 七〇  | 一五 |
| 計  |       |       | 九一、七〇〇 | 五七 | 二三二 | 六〇 |

備考 副食物代は一日分一人に付金壹錢にして家族五人以上なるときは五錢に止む、

現金給與調

| 寄贈者      | 受月日       | 給與月日      | 金額     | 戸數 | 人員  | 摘            | 要 |
|----------|-----------|-----------|--------|----|-----|--------------|---|
| 眞宗大法谷派   | 大正三年四月廿二日 | 大正三年四月三十日 | 一四、二〇〇 | 七一 | 七一  | 一人ニ付金二十錢ツ、給與 |   |
| 國定教科書    | 四月八日      | 四月十五日     | 三、六七〇  | 一  | 一   | 校長へ交付貧困兒童へ給與 |   |
| 共同販賣所    | 四月八日      | 四月十五日     | 三、六七〇  | 一  | 一   | セシム          |   |
| 大日本聖公會   | 五月三十日     | 六月十九日     | 五〇、〇〇〇 | 四〇 | 四〇  | 菅細工製造資金トシテ給與 |   |
| 青森縣凶難救濟會 | 五月三十日     | 六月十九日     | 五〇、〇〇〇 | 四〇 | 四〇  | 工女家族へ凶作見舞トシテ |   |
| 富士瓦斯社    | 三月廿三日     | 三月廿五日     | 二七、〇〇〇 | 一  | 二三  | 寄贈ニ付給與       |   |
| 計        |           |           | 二七、〇〇〇 | 一  | 一三五 |              |   |

義捐物品給與

| 義捐物品區分                       | 東北九州災害救濟會 |      | 日本聖公會青森縣救濟會 |      | 鐘ヶ淵瓦斯紡績株式會社 |      | 一般篤志家 |      | 合計    |
|------------------------------|-----------|------|-------------|------|-------------|------|-------|------|-------|
|                              | 數量        | 給與戶數 | 數量          | 給與戶數 | 數量          | 給與戶數 | 數量    | 給與戶數 |       |
| 第一種 米穀、雜穀、粉類                 | 四六三       | 二五二  |             |      |             |      | 二〇    | 二〇   | 四八三   |
| 第二種 罐詰其他ノ食糧品                 | 二四        | 二四   |             |      |             |      |       |      | 二四    |
| 第三種 衣服、手拭、足袋、脚絆、常用小切ノ類       | 八二        | 八六   |             |      |             |      |       |      | 八二    |
| 第四種 學校兒童用品                   | 六         | 一    |             |      |             |      |       |      | 六     |
| 米 白米、玄米、                     |           |      |             |      |             |      |       |      | 一     |
| 雜穀 麥、平麥、蕎麥、大豆ノ類              |           |      |             |      |             |      | 二     | 三四   | 二     |
| 餅                            |           |      |             |      |             |      |       |      | 一     |
| 薯芋 甘藷、全切干、里芋、馬鈴薯ノ類           | 一         | 三六   |             |      |             |      | 二     | 六四   | 三     |
| 漬物 大根漬、梅干ノ類                  | 一         | 二〇   |             |      |             |      |       |      | 一     |
| 其他ノビスケット、ミルク、食糧品 干魚、煎大豆、干飯ノ類 | 二〇        | 一    |             |      |             |      | 一     | 一    | 二一    |
| 藥 仁丹、安孕散、神功湯、長壽散ノ類           | 二〇        | 八〇   |             |      |             |      | 一     | 一    | 二〇九   |
| 衣類 衣服、手拭、手袋、足袋、脚絆、小切ノ類       | 四         | 四    | 二           | 三    |             |      |       |      | 五七    |
| 合計                           | 八八二       | 五三九  | 二二          | 三三   | 五           | 二七   | 二     | 三三   | 一、〇一六 |
| 給與正戶數                        | 八三        |      | 五           |      | 二           |      | 四     |      | 七三〇   |

| 物品                | 學校兒童用品 |      | 器具 |      | 其他 |      | 合計    |
|-------------------|--------|------|----|------|----|------|-------|
|                   | 數量     | 給與戶數 | 數量 | 給與戶數 | 數量 | 給與戶數 |       |
| 紙、教科書、鉛筆、童用品、雜帳ノ類 | 七二     | 一    |    |      |    |      | 七二    |
| 銅、履物、靴、傘ノ類        |        |      |    |      |    |      |       |
| 種物 種粳、蕎麥、麥、馬鈴薯ノ類  |        |      | 一  | 一    |    |      | 一     |
| 其他 前各目ニ屬セサルモノ     |        |      |    |      |    |      |       |
| 合計                | 八八二    | 五三九  | 二二 | 三三   | 五  | 二七   | 一、〇一六 |
| 給與正戶數             | 八三     |      | 五  |      | 二  |      | 七三〇   |

此の義捐金品の内には長くも  
梨本宮妃殿下 御下賜の慰問袋一個あるを以て、之は五月九日窮民中の高齢者川浪善喜に配與したるに感激拜受せり、

以上の如く義捐金品を配給したるに、此の給與を受けたる窮民にして、寄贈者に對し村役場に代書を依頼して發送したる禮狀の數、百六十五通にして、其文意大概左の如し、但し一私人に代書を依頼し又は自ら禮狀を發送せしもの多數あるべきも、其數不明に付之畧

拜啓  
昨年凶作ノ影響ニテ衣食ヲ求ムルノ途ナク飢餓ニ堪ヘサル折柄當村役場ヲ經テ御寄贈ノ慰問袋ヲ頂戴シ御同情ノ厚キ感泣ノ外無之候先ハ不敢取御禮申上度如此御座候頓首  
寄贈者宛  
住所氏名

義捐品給與兒童數調

自大正二年十二月  
至大正三年八月







一 混食する事

本村は混食を耻づるの習慣ありて極貧の者にあらざれば混食せず、然るに今後一般に混食を斷行して飯米の十分一を減することせば、年々玄米五百九十石の餘裕を生ずるに至る、而して糧の種類は麥、粟、蕎麥、を尤も適當とす、

二 副業として藁工品

菅工品、を盛大ならしむる事當村は從來藁工品として繩、藁、草鞋、草履、及菅工品としては、藁、繩の産出あるも至て僅少なるを以て、將來は冬季間農閑の場合に勿論夜間一定の時間を限り製造に従事せば多額の産出を得、益する處亦た大なるべし、

三 養蠶を爲す事

桑園を有するときは當村養家にありても、養蠶を副業とするは決して至難にあらず、殊に本村民は一般に原野を所有するを以て桑園を作るにも良畑を供する等の不經濟なく、極めて經濟的に桑園を作るの便宜を有す、

大正四年一月二十五日印刷  
大正四年二月十日發行

青森縣北津輕郡

發行者 三好村役場

青森縣北津輕郡五所川原町

印刷所 長内印刷所

277  
127

終

